

介護報酬体系の見直しについて

平成 14 年 7 月 1 日
社会保障審議会介護給付費分科会

当分科会としては、別添の介護報酬体系の見直し案をもとに、電算システム用コード案の準備を始めることについては、了承することとする。

平成 15 年度の介護報酬の見直しの検討は、この体系に基づいて行うこととなるが、介護保険施行後 3 年目になる現時点において、在宅重視の理念の実現やサービスの質の向上に向けた取組みが必要になってきており、報酬体系についても、実態を見極め、保険財政への影響に配慮しつつ、さらなる議論を続けていくことが必要である。特に、以下の点について付言する。

- ・ 3 級の訪問介護員については、2 級以上への移行を進めるとともに、介護保険としての評価については、将来的には 2 級以上とする方向で検討すること。
- ・ 居宅介護支援の報酬体系については、質の向上につながるよう、実態を踏まえ、引き続き検討すること。
- ・ 介護報酬設定における人員配置の評価の在り方について引き続き検討するとともに、重度療養管理については、十分な議論を行う必要があること。

なお、介護と医療の役割分担、施設サービスと居宅サービスの体系の在り方、保険料等の在り方など制度面の検討の必要も生じてきており、介護報酬の見直しも制度の在り方と関連する面もあることから、関係者を含めた制度見直しの議論を進めるべきである。



介分発第 1 号
平成 14 年 7 月 1 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 西尾 勝

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成 14 年 7 月 1 日厚生労働省発老第 0701001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、本分科会は審議の結果、次のとおりの結論を得たので報告する。

諮問案のとおり了承する。

なお、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、入所（入院）が透明かつ公平に行われるようすべきであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、具体的な指針の作成・公表など所要の方策に関するガイドラインを示すべきである。

写

社保審発第 3 号
平成 14 年 7 月 1 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成 14 年 7 月 1 日厚生労働省発老第 0701001 号をもって諮問のあった標記については、諮問案のとおり了承する。

なお、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、入所（入院）が透明かつ公平に行われるようすべきであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、具体的な指針の作成・公表など所要の方策に関するガイドラインを示すべきである。